

## 夢洲 IR カジノ誘致と 2 つの住民訴訟

大阪湾の人工島・夢洲は、迷走する巨大開発に振り回されている。とりわけ夢洲への IR カジノ誘致をめぐる、住民運動が大阪府下で繰り広げられてきた。とりわけ昨年大阪 IR 誘致の是非を問う住民投票条例制定を求める運動は、20 万筆余りの署名を集め、世論を喚起するうえでも大きな意味があった。その後も、国への働きかけを続け、国会でも取りあげられることになった。

大阪では、大阪維新の会がカジノ推進勢力として大きな力がある。維新は各種選挙で勢力を伸ばしており、夢洲開発が強行されつつある。だが、粘り強い住民運動のなかで、2 つの住民訴訟が係争中である。

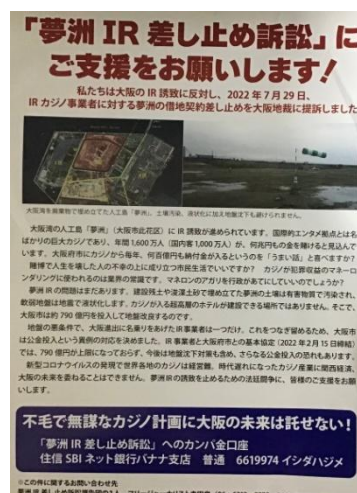
一つは昨年 7 月に提訴された「夢洲 IR 差し止め住民訴訟」である。大阪市が夢洲の IR カジノ予定地の土地対策に 788 億円を投入し、さらに地盤沈下などに底なしの負担を強いられることに対する訴訟である。私も住民監査請求を経て、原告の一人となり、昨年 10 月には法廷で意見陳述した。写真は訴訟支援の訴え。

もう一つは、今年 4 月に提訴した「カジノ格安賃料差止訴訟」である。不動産鑑定で「IR を考慮外」という条件を設定し、不当に安い賃料（1 平方メートルあたり月額 428 円）で 35 年にもわたり賃貸しようとしているのは違法とする訴訟である。

この 2 つの訴訟は、同じ夢洲 IR 差し止め訴訟ということで、大阪地裁の意向により統合され、5 月 30 日から合同で審理が始まった。7 月 12 日に、先行訴訟は 5 回目、後発訴訟は 2 回目の期日が行われた。この期日では、先行訴訟の弁護団から「基本合意」関係文書の情報公開について意見が表明された。後発訴訟は原告と弁護団も多く、「支える会」も結成された。2 つの住民訴訟には、それぞれ重要な問題が浮上している。

先発訴訟は原告が公開を求めてきた公文書を、裁判所が開示するように命じたこと、カジノ事業者が開業時期の最終判断を 9 月末まで延長したことである。延長の理由などを情報公開請求しているが、夢洲の地盤沈下対策について事業者と大阪府・市の協議が難航していることが影響しているようだ。IR カジノ用地の土地対策 788 億円の上限を上回る公金投入も考えられ、今後の展開は予断を許さない。

後発訴訟では、港湾局が存在しないとしてきたメールが見つかり、「IR を考慮外」とする条件が、早い段階で大阪市から提示されていたことが明らかになった。夢洲の IR 用地の格安賃料が、大阪市により設定されてきたわけで、今後の裁判の動向を左右することになるであろう。



(2023 年 7 月 27 日)